

第 3 7 9 回宮城県議会（定例会）提出予定議案一覧

I 予算議案（2件）

- (1) 議第 143 号議案 令和 3 年度 宮 城 県 一 般 会 計 補 正 予 算
- (2) 議第 144 号議案 令和 3 年度 宮 城 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算

II 予算外議案（27件）

1 条例議案（14件）

- (1) 議第 145 号議案 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

学校運営協議会の委員の報酬等について定めるため、所要の改正を行おうとするもの

施行 令和3年8月1日

所管 人事課

○主な内容

学校運営協議会の委員の報酬等に係る規定を創設

- (2) 議第 146 号議案 宮城県県税条例等の一部を改正する条例

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの

施行 令和4年4月1日等

所管 税務課

○主な内容

1 個人県民税

非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し

2 法人事業税

(1) 電気事業法の改正に伴い、新たな事業類型を創設

(2) ガス事業法の改正に伴い、グループ会社間取引に係る特例措置を創設

3 ゴルフ場利用税及び軽油引取税

帳簿の電磁的記録等による保存制度に係る事前承認制度の見直し

し

(3) 議第 147 号議案

県 税 減 免 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

東日本大震災の被災者の税負担の軽減を図るため、所要の改正
を行おうとするもの
施行 公布の日等
所管 税務課

○主な内容

不動産取得税に係る減免措置の延長

○適用 令和3年4月1日

(4) 議第 148 号議案

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等に
伴い、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 税務課

○主な内容

1 引用法令の変更

2 過疎地域の振興を目的として、事業税、不動産取得税及び固定
資産税の課税免除の適用を受ける対象設備の取得期間を令和6年
3月31日（改正前令和3年3月31日）まで延長し、対象業種
等を拡充

○適用 令和3年4月1日

(5) 議第 149 号議案

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴
う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の
改正を行おうとするもの

施行 公布の日

所管 税務課

○主な内容

離島地域の振興を目的として、事業税、不動産取得税及び固定資産
税の課税免除の適用を受ける対象設備の取得期間を令和 5 年 3 月 31
日（改正前令和 3 年 3 月 31 日）まで延長

○適用 令和 3 年 4 月 1 日

(6) 議第 150 号議案

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第 10
条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定め
る省令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの

施行 公布の日

所管 税務課

○主な内容

原子力発電施設等立地地域の振興を目的として、事業税、不動産取
得税及び固定資産税の不均一課税の適用を受ける対象設備の取得期間
を令和 5 年 3 月 31 日（改正前令和 3 年 3 月 31 日）まで延長

○適用 令和 3 年 4 月 1 日

(7) 議第 151 号議案

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

地方税法の改正に準じ、所要の改正を行おうとするもの
施行 令和4年1月1日
所管 税務課

○主な内容

帳簿の電磁的記録等による保存制度に係る事前承認制度の見直し

(8) 議第 152 号議案

復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災復興特別区域法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 税務課

○主な内容

- 1 条例名を「特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例」に変更
- 2 対象地域を重点化した上で、適用期間を令和6年3月31日（改正前令和3年3月31日）まで延長

○適用 令和3年4月1日

(9) 議第 153 号議案

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除の期間を延長するため、所要の改正を行おうとするもの

施行 公布の日

所管 税務課

○主な内容

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除の期間を令和6年3月31日（改正前令和3年3月31日）まで延長

○適用 令和3年4月1日

(10) 議第 154 号議案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの

施行 令和3年9月1日

所管 デジタルみやぎ推進課

○主な内容

- 1 条例名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に変更
- 2 デジタル化を推進するための情報化推進計画に関する規定の創設
- 3 手数料の電子納付を可能にする規定の創設
- 4 添付書面等の省略に関する規定の創設
- 5 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正に関する規定の創設

(11) 議第 155 号議案

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所
要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 子ども・家庭支援課

○主な内容

主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける従
業者に係る規定の整理

(12) 議第 156 号議案

県営住宅条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴
い、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 住宅課

○主な内容

引用法令の変更

(13) 議第 157 号議案

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）を実施するため、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 企業局

○主な内容

- 1 運営権者が収受する利用料金等の減免に関する規定を創設
- 2 経営審査委員会の設置に関する規定を創設
- 3 議会への報告等に関する規定を創設

(14) 議第 158 号議案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 県警本部

○主な内容

信号機の歩行者用青信号表示の伝達方法として、視覚障害者が使用する通信端末機器への情報送信による方法を追加

2 条例外議案（13件）

（1） 議第 159 号議案 町の境界変更について（色麻町と加美町）

町の境界変更について，地方自治法の定めるところにより，
議会の議決を受けようとするもの
所管 市町村課

- 編入区域 色麻町に編入 加美郡加美町字下川原向2の1外
加美町に編入 加美郡色麻町高城字新岡1外
- 人口の異動 なし
- 面積の異動 色麻町に編入する面積 18,593.32 m²
加美町に編入する面積 18,593.32 m²

（2） 議第 160 号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る
和解及び損害賠償の額の決定について，地方自治法の定めると
ころにより，議会の議決を受けようとするもの
所管 福利課

- 損害発生日 平成31年4月1日
- 損害賠償額 1,254,526 円

(3) 議第 161 号議案

財産の取得について（抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル75 100カプセル（PTP）備蓄用）5万4千400人分（5千440箱））

抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル75 100カプセル（PTP）備蓄用）5万4千400人分（5千440箱）を取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 薬務課

○主な内容

- 1 取得しようとする財産 抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル75 100カプセル（PTP）備蓄用）
5万4千400人分（5千440箱）
- 2 取得金額 101,309,120円
- 3 取得の相手方 中外製薬株式会社

(4) 議第 162 号議案

財産の取得について（エックス線光電子分光装置一式）

エックス線光電子分光装置一式を取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 新産業振興課

○主な内容

- 1 取得しようとする財産 エックス線光電子分光装置一式
- 2 取得金額 59,730,000円
- 3 取得の相手方 株式会社東栄科学産業

(5) 議第 163 号議案

工事請負契約の締結について（一般県道釜谷大須雄勝線
尾崎道路災害復旧工事）

請 負 金 額 666,710,000 円
契約の相手方 株式会社マルテック
所管 道路課

- 施工地名 石巻市尾崎地内
- 工事内容 施工延長 L = 230.5m
道路土工 V = 39,630 m³
法面工 A = 3,925 m²
舗装工 A = 1,930 m² 外
- 工 期 議決の日の翌日～令和4年3月31日

(6) 議第 164 号議案

工事請負変更契約の締結について（塩釜漁港防波堤改築
工事）

請 負 金 額 876,711,000 円 → 882,607,000 円
契約の相手方 東華建設・東亜建設工業復旧・復興建設工
事共同企業体
所管 漁港復興推進室

- 議 決 日 令和元年12月17日 議第229号議案
- 第一回変更 令和2年9月23日提出 報告第69号
- 第二回変更 令和3年2月17日 議第52号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(7) 議第 165 号議案

工事請負変更契約の締結について（清水田地区海岸等堤防等災害復旧工事）

請 負 金 額 5,546,703,860 円 → 5,573,360,160 円
契約の相手方 若築建設株式会社
所管 河川課

- 議 決 日 平成26年9月18日 議第272号議案
- 第一回変更 平成26年11月26日提出 報告第317号
- 第二回変更 平成28年2月24日提出 報告第94号
- 第三回変更 平成28年9月14日提出 報告第259号
- 第四回変更 平成31年2月21日提出 報告第37号
- 第五回変更 令和元年11月27日 議第225号議案
- 第六回変更 令和2年2月14日 議第58号議案
- 第七回変更 令和3年2月17日 議第55号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(8) 議第 166 号議案

工事請負変更契約の締結について（大谷地区海岸等護岸等新設工事）

請 負 金 額 3,900,084,640 円 → 3,948,755,240 円
契約の相手方 五洋・本間・只野特定建設工事共同企業体
所管 河川課

- 議 決 日 平成29年11月27日 議第240号議案
- 第一回変更 平成30年2月23日提出 報告第91号
- 第二回変更 令和元年6月17日提出 報告第85号
- 第三回変更 令和元年11月26日提出 報告第129号
- 第四回変更 令和2年11月25日提出 報告第91号
- 第五回変更 令和3年2月17日 議第58号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(9) 議第 167 号議案

工事請負変更契約の締結について（富士川護岸等災害復旧工事（その5））

請 負 金 額 1,605,765,900 円 → 1,624,547,300 円
契約の相手方 佐藤工業・大山建設復旧・復興建設工事共同企業体
所管 河川課

- 議 決 日 平成31年2月14日 議第46号議案
- 第一回変更 令和元年11月26日提出 報告第134号
- 第二回変更 令和2年2月14日 議第64号議案
- 第三回変更 令和2年11月25日 議第250号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(10) 議第 168 号議案

工事請負変更契約の締結について（仙台塩釜港塩釜港区上屋災害復旧工事（その2））

請 負 金 額 713,435,800 円 → 801,015,600 円
契約の相手方 奥田建設株式会社
所管 港湾課

- 議 決 日 令和2年2月14日 議第56号議案
- 変 更 日 令和2年11月25日提出 報告第99号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(11) 議第 169 号議案

工事請負変更契約の締結について（都市計画道路門脇流
留線魚町道路改築工事（その2））

請 負 金 額 2,741,269,920 円 → 3,173,838,320 円
契約の相手方 遠藤興業・奥村組復旧・復興建設工事共
同企業体
所管 都市計画課

- 議 決 日 平成30年6月19日 議第175号議案
- 第一回変更 令和元年9月3日提出 報告第105号
- 第二回変更 令和2年2月21日提出 報告第41号
- 第三回変更 令和2年6月15日提出 報告第59号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(12) 議第 170 号議案

工事請負変更契約の締結について（宮城県石巻好文館高
等学校校舎等改築工事）

請 負 金 額 2,041,857,400 円 → 2,139,155,700 円
契約の相手方 若生工業株式会社
所管 施設整備課

- 議 決 日 令和元年10月4日 議第168号議案
- 変 更 日 令和3年2月25日提出 報告第36号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(13) 議第 171 号議案

公共施設等運営権の設定について(大崎広域水道, 仙南・仙塩広域水道, 仙塩工業用水道, 仙台圏工業用水道, 仙台北部工業用水道, 仙塩流域下水道, 阿武隈川下流流域下水道, 鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道)

大崎広域水道, 仙南・仙塩広域水道, 仙塩工業用水道, 仙台圏工業用水道, 仙台北部工業用水道, 仙塩流域下水道, 阿武隈川下流流域下水道, 鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道の公共施設等運営権の設定について, 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の定めるところにより, 議会の議決を受けようとするもの

所管 企業局

○主な内容

- 1 設定しようとする者 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ
- 2 存続期間 公共施設等運営権の設定の日～令和24年3月31日

Ⅲ 報告（12件）

（1） 報告第 42 号

令和 2 年度宮城県歳出予算の繰越使用について

ア 一般会計	明許繰越	203,467,750 千円 (188 件)
	事故繰越	42,599,882 千円 (62 件)
	計	246,067,632 千円 (250 件)
イ 特別会計	明許繰越	1,183,899 千円 (4 件)
	事故繰越	26,742 千円 (3 件)
	計	1,210,641 千円 (7 件)
	合計 (ア+イ)	247,278,273 千円 (257 件)
ウ 公営企業会計	継続費の遞次繰越	2,085,374 千円 (6 件)
	予算繰越	5,954,423 千円 (60 件)
	計	8,039,797 千円 (66 件)

○令和 2 年度議決額

ア 一般会計	237,731,233 千円 (188 件)
イ 特別会計	1,491,800 千円 (4 件)
合計	239,223,033 千円 (192 件)

（2） 報告第 43 号

専決処分の報告について（津谷川等護岸等災害復旧工事
（その 2）の委託契約の変更）

委託金額	6,127,663,747 円 → 5,742,317,333 円
契約の相手方	東日本旅客鉄道株式会社

- 議決日 平成 28 年 9 月 15 日 議第 232 号議案
- 一回目変更 平成 31 年 2 月 21 日提出 報告第 1 号
- 二回目変更 令和元年 11 月 26 日提出 報告第 111 号
- 三回目変更 令和 2 年 9 月 23 日提出 報告第 64 号
- 変更の理由 施工内容の変更による委託金額の変更
- 専決処分日 令和 3 年 3 月 22 日

(3) 報告第 44 号

専決処分の報告について（浦戸地区海岸護岸等災害復旧
工事（その2）の請負契約の変更）

請 負 金 額 1,466,292,740 円 → 1,471,537,540 円
契約の相手方 熱海建設・東洋建設復旧・復興建設工事共
同企業体

- 議 決 日 平成30年11月27日 議第266号議案
- 一回目変更 令和2年2月21日提出 報告第35号
- 二回目変更 令和3年2月25日提出 報告第22号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和3年5月11日

(4) 報告第 45 号

専決処分の報告について（水尻川護岸等災害復旧工事の
請負契約の変更）

請 負 金 額 1,068,738,900 円 → 1,107,708,600 円
契約の相手方 株式会社只野組

- 議 決 日 平成31年2月14日 議第48号議案
- 一回目変更 令和元年11月26日提出 報告第135号
- 二回目変更 令和2年11月25日提出 報告第96号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和3年5月11日

(5) 報告第 46 号

専決処分の報告について（神山川護岸等災害復旧工事の
請負契約の変更）

請 負 金 額 1,254,000,000 円 → 1,318,319,200 円
契約の相手方 株式会社小野良組

- 議 決 日 令和元年11月27日 議第216号議案
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更
- 専決処分日 令和3年5月11日

(6) 報告第 47 号

専決処分の報告について（渋井川水門新築工事の請負契
約の変更）

請 負 金 額 1,386,000,000 円 → 1,390,988,500 円
契約の相手方 小野田建設株式会社

- 議 決 日 令和3年3月19日 議第118号議案
- 変更の理由 設計単価の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和3年3月26日

(7) 報告第 48 号

専決処分の報告について（水門・陸^{こう}閘（港湾）遠隔監視
制御設備工事（その2）の請負契約の変更）

請 負 金 額 890,954,500 円 → 886,923,000 円
契約の相手方 富士通株式会社

- 議 決 日 平成30年11月27日 議第267号議案
- 変 更 日 令和2年5月14日提出 報告第48号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和3年3月22日

(8) 報告第 49 号

専決処分の報告について（宮城県名取高等学校屋内運動
場等改築工事の請負契約の変更）

請 負 金 額 940,500,000 円 → 957,870,100 円
契約の相手方 株式会社橋本店

- 議 決 日 令和元年12月17日 議第219号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和3年4月28日

(9) 報告第 50 号

専決処分の報告について（宮城県佐沼高等学校屋内運動
場等改築工事の請負契約の変更）

請 負 金 額 841,500,000 円 → 872,179,000 円
契約の相手方 奥田建設株式会社

- 議 決 日 令和元年12月17日 議第220号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和3年4月28日

(10) 報告第 51 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ専決処分し
たので報告するもの

○事故の状況

- 1 件 数 13件
- 2 発 生 平成28年6月～令和3年3月
- 3 損 害 原 因 県管理道路の損傷による事故等
- 4 損害賠償額 2,648,539 円
- 5 専決処分日 令和3年3月23日～令和3年5月24日

(11) 報告第 52 号

専決処分の報告について（県営住宅等の明渡請求等に係る訴えの提起）

〔 長期にわたる県営住宅等の家賃等滞納者に対し住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起することについて、それぞれ専決処分したので報告するもの 〕

- 家賃等滞納者 1名
- 訴え提起の日 令和3年3月30日

(12) 報告第 53 号

専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）

〔 交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ専決処分したので報告するもの 〕

○事故の状況

- 1 件 数 18件
- 2 発 生 令和2年10月～令和3年3月
- 3 損 害 内 容 人身事故, 車両事故
- 4 損害賠償額 3,536,261円
- 5 専決処分日 令和3年3月30日～令和3年5月13日